

高松高裁総第 785 号

令和元年 6 月 28 日

山 中 理 司 様

高松高等裁判所長官 秋 葉 康 弘



司法行政文書開示通知書

平成 31 年 3 月 25 日付け（同月 28 日受付、高松高裁総第 389 号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成 31 年 2 月 12 日付け当庁事務局長書簡（片面で 2 枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1 の文書には、公にすると、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第 5 条第 6 号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話 087（851）1561

平成31年2月12日

香川県弁護士会会长 殿

高松高等裁判所事務局長 松阿彌 隆

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、裁判所利用者等の安全確保を図り、安心して利用できる裁判所を実現するため、4月1日から、高松高等・地方裁判所庁舎への出入口を西側正面玄関に限定し、同玄関において、外注警備員による入庁者に対する所持品検査を実施することを予定しています。

関係各位には御負担をお掛けいたしますが、御協力をお願い申し上げます。

[REDACTED]

敬 具

